

早急に改善を図る事項

1 開票事務従事者

- (1) 開票所全体の運営状況を把握し、不測の事態に対応するため、部長級職員及び選挙管理委員会書記を配備する。また、各係の責任者は、係事務の統括に徹し、実作業は係員が行うこととする。
- (2) 選挙管理委員会書記及びスタッフについては、服装等を区別することにより係の作業状況及び所在を明確にする。各係の責任者には腕章等を着用させ、係員への適切な指示を行うこととする。
- (3) 選挙開票事務の経験がある職員を本部職員として従事させるとともに、開票事務従事者への事前説明会を、対象職員全員に徹底する。併せて、各係の責任者は、担当係毎に作業内容の確認を係員全員で行うこととする。

2 進行管理

- (1) 開票所内には、職員に対する今後の関連業務改善の研修用等としてカメラを設置する。
- (2) 投票数と開票数に齟齬が生じた場合は、随時、開票管理者及び開票立会人等に報告し、開票管理者に必要な指示を仰ぐものとする。
- (3) 開票状況について、適時アナウンス等により、立会人等にお知らせをする。

3 執行管理

- (1) 当該選挙の規模に応じた開票所の選定を行う。
- (2) 投開票事務マニュアルはあるが、新たにトラブル事例とその対応マニュアルを整備する。
- (3) 各投票所から返送された白紙の投票用紙は、確認の後封印し、選挙終了時まで監視できる場所に置く。
- (4) 投票箱は、全て開票所内に搬入し、全ての投票箱が揃っていることを確認後、開票台の上で開ける。空箱は確認を受けた後、個数チェックのうえ会場内で保管する。確定を打つ前に、再度、空であること及び個数の確認を受ける。
- (5) 開票所は、開票時間の開始と同時に閉鎖するとともに、出入口には担当者を配備したうえで、厳重に出入のチェックを行う。

4 その他

- (1) 投票終了時間の繰り上げ、開票開始時間繰り下げ等、点検作業時間確保のための検討を行う。
- (2) 投開票事務マニュアルは、不測の事態を想定のうえ見直しを行う。
- (3) 6月に実施される予定の滋賀県知事選挙に向けた取り組みとして、滋賀県選挙管理委員会とともに開票事務の再点検を行う。